

2010年7月20日

工学部・大学院工学系研究科・大学院情報理工学系研究科
外国人留学生の皆様へ

資格外活動許可の申請方法が変わりました

2010年7月1日より、資格外活動許可の申請方法が変わりました。これまで資格外活動許可の申請をする時は、留学生チームの窓口で発行される副申書が必要でしたが、今後は副申書は必要ありません。下記の書類を持って直接入国管理局に行って申請をしてください。

- 必要書類： ①申請書 (<http://www.moj.go.jp/content/000050355.pdf> よりダウンロード)
②パスポート
③外国人登録証
④学生証

資格外活動の許可がおりたら、添付の様式にパスポートの資格外活動許可の証印を受けたページと外国人登録証(表・裏)の写しを貼って、所属の専攻事務室に提出してください。

(2010年7月1日以降に入国管理局で申請し、現時点で許可を取得している学生も提出する必要があります。)

また、2010年7月1日より RA・TA をする場合は、資格外活動許可が不要になりました。学外でのアルバイトを行う場合は、従来どおり資格外活動許可が必要です。RA・TA 以外で大学内でのアルバイトを行う場合は、資格外活動許可が必要かどうか、学務課留学生チームまでお問い合わせください。

なお、休学中に資格外活動をすることはできません。

【お問い合わせ先】

工学系研究科・情報理工学系研究科
学務課留学生チーム

工学部8号館1階

電話番号:03-5841-6043

E-mail: ryugakusei@t-adm.t.u-tokyo.ac.jp